

郵便入札に参加するにあたっての留意事項

1. 郵便入札の対象となる入札及び見積合せについて（要綱第2条関係）
 - 総合評価落札方式による制限付き一般競争入札、制限付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約により締結する契約

2. 入札書（見積書）及び工事内訳書その他必要書類の提出について（郵送）（要綱第5条・第6条関係）
 - (1) 入札書（見積書）の様式について
 - ア 入札書（見積書）の様式についての変更はありません。
 - イ 郵便入札のため、代理人での提出はできません。
 - (2) 郵送方法

入札書等の郵送は、配達証明付き書留郵便で郵送してください。それ以外の方法での受理はできませんのでご注意ください。
 - (3) 封筒
 - ア 封筒は二重封筒を使用してください。
 - イ 中封筒及び外封筒にはそれぞれ以下のとおりに封印、記載をしてください（別紙1封筒記載例参照）。

封筒	中封筒（長型3号）	外封筒（角型2号）
封印物	<ul style="list-style-type: none"> ・入札書（見積書） ・工事内訳書（建設工事のみ） ・その他必要な書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・中封筒 ・入札保証金を納付したことを確認できる書類（入札保証金を必要とする場合のみ） ・入札担当者の名刺 1枚※
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者名 ・入札件名 ・開札日 ・入札書在中の旨（朱書き） 	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名（別紙1参照） ・入札参加者名 ・入札件名 ・開札日 ・入札書在中の旨（朱書き）

※第1回目入札で落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という）が決定しなかった場合の第2回目入札に係る通知は、外封筒に封印された名刺に記載されている入札担当者の連絡先にメールまたはFAXにおいて通知いたします。

ウ 複数の入札に参加する場合は、封筒は案件ごとに別葉で準備してください。

エ 郵便物は差し替えをすることができませんのでご注意ください。

(3) 宛名

〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号
多賀城市総務部管財課 管財契約係 行

(4) 提出期限

公告又は通知（以下「公告等」という。）に記載された到達期限までに到着するように郵送してください。それ以降に届いたものは無効とします。

3. 開札（要綱第4条、第8条関係）

(1) 開札の立会

入札者又は入札者の代理人の立会は不可とし、当該入札に関係のない職員が1名以上立ち会うものとします。

(2) 入札回数

入札回数は2回までとします。

また、予定価格を事前に公表する場合は1回のみとします。予定価格の事前公表の有無については公告等を確認してください。

(3) 第2回目入札

第1回目入札において落札者等が決定しない場合は以下の流れにより第2回目入札の手続きを行います。

ア 入札参加者の外封筒において郵送された名刺に記載されている入札担当者の連絡先にメール又はFAXにおいて、第1回目入札の最低入札価格及び第2回目入札の入札書（見積書）の到達期限の通知をします。

イ 上記アで通知した入札書到達期限までに入札書が到達するよう郵送してください。

(ア) 郵送方法等については第1回目入札時と同様とします。

(イ) 第2回目入札を辞退する場合は入札書の金額記載欄に辞退の旨を記載し、到達期限までに到達するよう郵送してください。

4. 落札者等の決定（要綱第11条関係）

落札者等が決定した際は、速やかに落札者等に電話で連絡をし、順次契約書作成の手続きを行います。

入札参加者には入札結果をメールまたはFAXにおいて通知します。

5. 同額入札における「くじ」での落札者の決定方法（要綱第 9 条関係）

落札となるべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより落札者等を決定することとします。くじの方法については別紙2「郵便入札におけるくじの方法について」を熟読してください。

6. 入札等の無効及び失格等（要綱第 7 条関係）

入札等の無効及び失格等については、公告等及び多賀城市契約規則（平成 8 年多賀城市規則第 1 6 号）によるほか、下記に該当する場合も、入札等の無効とします。

- (1) 配達証明付き書留郵便以外の方法で入札書等を提出した場合や複数入札案件を別葉としない場合など、要綱第 5 条に規定される郵送方法によらない入札
- (2) 入札書の到達期限を過ぎて到達した入札（第 10 条の規定により、入札を延期した場合を除く）
- (3) 明らかに不正によると認められる入札
- (4) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

7. 入札等の辞退

入札等の辞退をする場合は、開札日の前日午後 5 時までに「入札辞退届」を提出してください。

8. 入札等の延期、中止、取消（要綱第 1 0 条関係）

郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期、中止、取消しをする場合があります。

9. その他

この多賀城市郵便入札実施要綱については、見積合せについても同様に適用するものとします。

担 当：多賀城市総務部管財課管財契約係

TEL：022-368-1141

内線461～464